

転出されるみなさまへ

	☑	項目	手続き内容・対象者	必要なもの	届出（問合せ）先	窓口
		転出届	転出証明書を発行します。マイナンバーカードをお持ちの方は特例による転出の対象となります。特例転出は住民基本台帳ネットワークを使用し、市町村間で情報を送受信するので転出証明書の交付はありません。	住民異動届（窓口にあります）・本人確認の書類、マイナンバーカード（取得されている方）	住民税務課住民係	①
		世帯主変更	世帯主が転出されて残る世帯員が2人以上の場合どなたが世帯主になるか決めていただきます。			
		印鑑登録	転出予定日で印鑑登録が廃止されますので登録証を返納してください。	印鑑登録証		
健康保険・年金・医療証		国民健康保険	74歳までの方は保険証を返還してください。	保険証	健康福祉課医療年金係	⑤
		後期高齢者保険	75歳以上の方は保険証を返還してください。県外転出の場合は負担区分証明書を発行します。	保険証		
		国民年金	国民年金の住所変更をしてください。			
		社会保険・共済保険	勤務先で保険証の住所変更をしてください。 扶養されている方は保険証と高齢者受給者証の住所変更してください。	勤務先に確認してください	勤務先など	
		厚生年金・共済年金	勤務先で住所変更をしてください。（扶養されている方も）			
		身体障害者医療証	障害者手帳等をお持ちの方の医療証の返還	医療証	健康福祉課福祉係	④
		各種手帳の手続き	身体障害者手帳・療育手帳・精神保健手帳等をお持ちの方	手帳		
		子育て支援医療証	中学生までのお子さんをお持ちの医療証の返還	医療証		
	ひとり親医療証	ひとり親家庭の方の医療証の返還	医療証			
子育て		児童手当	児童手当の消滅手続き		健康福祉課地域保健係	③
		児童扶養手当・特別児童扶養手当	受給住所地変更手続き、証書の返還	証明書		
		保育所退所手続き	保育所の退所手続き	印鑑		
		妊婦の方の手続き	新住所地で手続きをしてください。	マイナンバーのわかるもの・母子健康手帳・転出地発行の妊婦健康診査受診票		
		乳幼児の健診・予防接種	7歳半までのお子さんをお持ちの方は転入地で手続きをしてください。	母子健康手帳		
	小中学校の転校	新住所地で手続きをしてください。		各学校		
生活		犬の登録	新住所地で手続きを行なってください。	鑑札	健康福祉課地域保健係	③
		125cc以下のバイク・小型特殊自動車	ナンバープレートを返還し、新住所地で再登録してください。	ナンバープレート	住民税務課税務係	⑥
		防災無線の返納	世帯全部転出される方は返納してください。	防災無線	住民税務課危機管理室	
		水道	世帯全部転出される方は水道停止の手続きをしてください。	印鑑	地域整備課水道係	第2庁舎

※各窓口の連絡先は裏面をご覧ください。

窓口連絡先

- ①窓口：住民税務課 住民係 ☎0233-32-0211
- ③窓口：健康福祉課 地域保健係（保健師）☎0233-32-0810
- ④窓口：健康福祉課 福祉係 ☎0233-32-0655
- ⑤窓口：健康福祉課 医療年金係（国保、後期、介護）☎0233-32-0717
- ⑥窓口：住民税務課 税務係（町税）☎0233-32-0466
住民税務課 危機管理室 ☎0233-32-0155
地域整備課水道係 ☎0233-32-0915